
第 15 回 朝来市議会政治倫理審査会

令和6年9月13日（金曜日）

日 時 令和6年9月13日（金）午後3時43分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
- （1）令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	淵 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午後3時43分開会

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん、お疲れさまです。これから、第15回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

はじめに、日程についてお諮りします。

日程につきましては、本日1日限りにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから、令和6年5月1日付審査付託について審査を行います。本日は報告書の最終確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午後3時44分休憩

午後3時48分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、審査結果報告書の最終確認をただいましていただきました。言葉遣いの微修正、数点ございました。御指摘を受けましたので、その部分を直して報告書を完成としたいと思いますが、最終案につきましては、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのような取扱いにさせていただきます。

前回ちょっと措置の部分で自治法上の懲罰との絡みで少しお話が出てたことから、ちょっと老婆心ながら事務局に確認をお願いしたところがございます、その点で重ねてその措置に関して最終的な御判断を皆さんにお諮りしたいと思いますので、まずちょっと事務局のほうから報告を受けたと思います。事務局、よろしいでしょうか。

宮本局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今回、お決めいただきましたこの措置の中で、謝罪文の朗読という措置がございますが、これにつきましては、地方自治法の今お送りいたします。

地方自治法の第135条に懲罰に関する規定がございますけれども、この今お送りしたものの上のほうですけれども、第135条の懲罰は左の通りとするの中で、これの第2号に公開の議場における陳謝という懲罰がございます。これは、あらかじめ議会のほうで定められた陳謝文をその処分を受ける議員さんが読まれる、もしくは読まされるという懲罰なんですけれども、今回お決めいただこうとされているその謝罪文の朗読というのが、これと実質的に同じ内容という措置になると思われま。ちょっと全国市議会議長会のほうに懲罰とその政治倫理の措置の関係について、この点ちょっと聞きましたところ、やはりその政治倫理審査会の措置で懲罰の措置そのもの、もしくは懲罰的な措置を設けることは、何でも懲罰でできることになってしまうので、それは不適切であるという、よろしくないという答えをいただいております。

です。で、ちょっとほかの団体の例でしたらその朗読を勧告するというような内容でありますとか、政治倫理条例の性質上、その強制を伴わないようにされる例もあるというふうに伺っております。

この点につきまして、以上でございます。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。要するに、ただいま最後言われたところで、その強制力、この今の措置の書き方では、その懲罰と同様の強制力を伴った措置ということになるので、そこを少し、少しといいますか、明確に懲罰とは一線を画しといたほうが、後々よろしいのではないかという全国市議会議長会の御返答というか、御回答でございます。それを踏まえてどうしましょうかというところございまして、今ちょっと局長が言われたような形で、朗読の勧奨といいますか、それを勧めるという形の表現にしておいたらどうかというようなことなんですけれども。あるいは、もういつそ端的に議長から謝罪を勧奨するとか、そういうのもいいのかなと

も思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 倫理条例における措置については、ほぼ懲罰と規定と同じ内容で規定している政治倫理条例は、全国の市議会、市本議会の中であまたあると思います。そことの関係でどうなんですか、その整合性は。

○委員長（藤原 正伸君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 全国市議会議長会で先ほど紹介したところですがけれども、その点につきましても、全国の市議会でもその懲罰、ちょっとそのときに使われた表現をそのまま使います。懲罰まがいの規定がたくさんあるのは承知しておるけれども、そういう規定を設けることと、そういう措置を決定することは、懲罰との関係で適切ではないという見解を示されておりますので、報告いたします。

以上でございます。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） はい、分かりました。そういう見解であれば別にいいと思うんですよ。懲罰まがいの規定があるけれども、議長会としてはあまり賛成していないと。私もそれはいいと思うんですよ。ただ、ですから我々は、措置は懲罰的な内容としてあらかじめ規定はしていないということですから、その措置の内容がケース・バイ・ケースで措置的な、懲罰的な内容になることもあるし、ならないこともあるというのが、私どもの朝来市議会の議員倫理条例の基本的な内容かなと思います。その上なんで、その上で今回の具体的な措置なんで、私としては本人があまり反省していない面もありますので、これはやむないかなというふうに思ってます。はい、終わり。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 先ほど委員長がちょっと言われましたとおり、議場において議長が謝罪を勧奨するというのが適当ではないかなと思います。

○委員長（藤原 正伸君） あらかじめ用意しておいた謝罪文を読み上げなさいということが、今の段階で措置の内容になっているんですけれども、実際に謝罪文を用意するかどうかはともかくとして、措置の形態としては、議長が嚴重に注意をするとともに謝罪することを勧奨すると、謝罪を勧めると。それに対してどういう対応されるかは御本人次第というようなことであれば先ほどの議長会との絡みは大丈夫かなと思ったりもします。結局、ここに書いてある謝罪文の読み上げの勧奨でもいいと思いますし。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） なるほど、そもそも条例違反ではないということから、そういう見解を持つ人からすれば、一切そういう謝罪する意図のない方がいいわけで、そういう意見はあまりお聞きしてもしょうがないと思うんですが、基本的には今回の審査請求された方の気持ちは、謝罪してほしいと、公の場できちんと謝罪して自分たちの名誉の回復したいと、こういう意思は非常に強い

んだらうと思うんですよ。

したがって、謝罪するかしないか、あなた自由にやりなさいよって、するわけがないじゃないですか。ということはあらかじめ分かるので、良心に従って、ああ、そうですね、私、謝罪しますよという方向なら私は勧奨でもいいと思いますよ。でもしかしそれはほぼあり得ないということが見込めるので、多少強制的になりますけども、請求者の請求心理を思えば、やはりここはきちんと謝罪させると。謝罪文を朗読するということを委員会の結論として持つことが、正しいと私は思います。

○委員長（藤原 正伸君） どうですか。もともと確認していただいたのは、今、横尾委員が指摘されたように強制的にさせる、それは公開の場で謝罪を求めてはおられるんでしょうけれども、それを委員会が強制させる権限は、この自治法との対比において難しいんじゃないかという観点で照会していただいたということでございます。

ですので、あくまでも今言われた謝罪して当然である、謝罪するのが適切だということをこの審査会の意見として表明し、それを議長から伝えていただくというところまでが限界ではなかろうかというふうに思います。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 私は、先ほどの全国議長会の見解は、それも強制されているわけではないと、そういう議長会としては、ベターのほうはそういう方向であるということであって、必ずしも自治法上問題がある云々では、そういう違法である云々ということではないと、各議会のそれなりの判断に委ねられている部分があると。したがって、議長会もまがいの規程をしている議会に対して、そういう勧告とか、そういうことをしていないわけで、現に従ってそういう条例もあるわけで、私はそこは各議会の裁量の範囲と理解いたします。

○委員長（藤原 正伸君） という御意見がございます。繰り返しになりますけども、私としましては、議長会がそう言ったから言ってるという意味ではございません。もともと懸念を抱いて確認したところ、議長会がそうであったということでございます。自治法の懲罰との線引きをもう少し明確に持っといたほうがいいのではないかという、その判断で確認をお願いしております。

この審査会がどういう判断するのか、今、横尾委員が言われたのも一つの結論づけの道であろうかとも思います。それから、私が御提案しているような勧奨のところまでが限界ではなかろうかという考え方も一つあるのではなかろうかというふうに思います。その辺は各委員さんのほうで御検討いただきたいというふうに思います。

自治法におけるその公開の議場における陳謝、それからここで書いております謝罪文の読み上げ、そのこと自体、要はこの措置は、あくまでも倫理条例にのっとった措置であるということからすれば、解釈の上で強制力は伴ってないということは言えるかも知れません。ただ、そこを少し明確にしておいたほうがいいんじゃないかなと、こういう懸念でございます。

つまり、どっちにしても読み上げと書いてもそれに従わないこと自体を例えばこの自治法の懲罰と同様にこの従わなかったことによる法的な効果が同じように発生するというような法律要件には

なりようがないんで、この記載、ここのように謝罪文の読み上げとしておいて、完全に誤りであるとか、そういう事態は起こらないと思うんですが、そこを少しちょっと明確にしたほうがいいんじゃないかなという懸念でございます。

ちょっとすいません。申し訳ないですね。うまく言えないんですけど、要はこのままやって生じた結果と、それからこの謝罪文の朗読の勧奨として出して起こった結果については、結果の評価は同じだということは言えるんじゃないかなとは思いますがね。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 基本的には今後のことを考えますと、委員長おっしゃられたようなことの基準でいきますと、ほぼ政治倫理条例の審査が持つ効果といいますか、非常に薄れると。議員によっては非常に怖がらない結果になるというような懸念もあるのではないかなというふうに思いますので、長期的なことを考えますと、もちろん懲罰ではないですけども、それなりの権威を持った決定を下すことができるように、もちろんケース・バイ・ケースですよ。私は基本的には懲罰はしたくありません。これはこの間言いました。政治倫理条例の基本精神からすれば、懲罰はなるべくないほうがいいと、これはもう私は大賛成。本来なら指摘だけで済ませる政倫審であっていいと思うんですよ。つまりそれに答える、答えられるだけの議員のレベルがそれ是一方に対応してるということがあって初めて成り立つことなので、そういういい形で政治倫理条例が議員の中で機能すると。これは私が一番理想だし、それが本来の基本精神だと思います。

その上であえて申し上げて、現状では、私はこの結論が一番妥当なんじゃないかなという。やむを得ずそういう、したほうがいいんじゃないのかなという、そんな感覚を持つんですけどね。何ともこれは言いようはありませんけども、そんな感じを持ちます。

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん、いかがですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私もその言える立場ではないのかもしれないんですが、一般論として私も法律の専門家ではないんですが、結論としては私は委員長の意見に賛成です。法律の専門家ではないんですが、何か人に対して強制力を行使することができるためには、やはり法律の条文においてそれが規定されている必要はあるのかなというふうに思います。

したがって、政治倫理審査会の措置については、そういった強制力について明文化されたものはありませんので、ここで強制力を発揮するようなものを措置するというのは、少し危ういのかなというふうに思っております。その辺が委員長と同じ考えなのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） どういう書きようにしたところで強制力がないのはないんですけどね。（「ないな」と呼ぶ者あり）それはそうなんです。強制力は持ちようがないんです、ここは。ただ、その辺を皆さんが理解するわけじゃないんで、要するに痛くもない腹をとというのはちょっと当たらないかな。やってもいない揚げ足を取られるというか、これもあんまりよくないか。ちょっと危惧する面があるというところでございます。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 委員長がおっしゃったことも重々私も理解はしておるんですけども、私は横尾委員と違いまして、本当は懲罰を与えたいぐらいの気持ちであります。そのぐらいの思いです。やったことは重い。だからもう朗読、これがもう措置。そんな強制力はないと言われればそうかもしれませんが、そのぐらいのことを彼はこの3件、28号からですか、30号までの間の発言、これはもうすごい重たいなというふうに私は思ってます。

そうした審査会の結果で措置として、審査会ここまで丁寧にやってきて措置のところで揚げ足を取られるような、揚げ足を取られるという言い方がいいのかどうか分かりませんが、気を遣われるというのはよく分かりますけども、でもやってることは僕はもうひどいことをやってるという判断をしました。だから措置としては、もう朗読でいいんじゃないかなというふうに思っております。そこは横尾委員と一緒にですけども、私は懲罰的なところまで思っておりましたけれどもね。あとは、皆さんで決めてもらったらいんじゃないですか。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございませんか。

副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） そうですね。いろんな考え方あると思うんですけど、私も一定のここで判断を示す意味でも朗読してもうたほうがいいんじゃないかなと思います。このまま促すというてこう終わってしまうよりも、そのほうがきちっとした判定したように思います。

もう一つは、本人は謝罪文を読み上げないというようなこと、朗読もしないということも考えられますよね。（「あります」と呼ぶ者あり）その選択の余地もあるんですから、こう強制、どこまでの強制力があるのかなという部分も僕も最初からずっと思ってたんで、その辺のことも考えるとこのままの読み上げなり朗読でしておいたらいいと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） そうするとこのまま現状行けと、現状がいいと言われる方の意見のほうが多いですけれども、加藤委員、よろしいか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） いろいろ皆さんの意見を聞きながらちょっと整理する、要するにどのように書こうがもちろん強制力は存在しないわけです。だから書きぶりの問題なのかなというところだと、懸念されているのは、委員長が懸念されているのは、のかなと思います。当然、必要と認める措置であって、こういった措置を求めるということでもありますから、もう強く求めていくということは必要であって、それに対してどう反応するかというのは、本人次第なのかなというところなので、謝罪文の読み上げというふうに書いてもそういう書き方もあるのかなというふうに思います。解釈は人それぞれだと思いますけど。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 最終的な私の提案ですね。基本的には原文のままにします。ただし、これが自治法上法的な強制力はないということは、この委員会で確認はしますでいいんじゃないでしょ

うか。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員、先ほども御意見言っていただきましたが、今多数意見がそういう形になっております。いかがでしょうか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 私は前回のときも申しましたが、うちの朝来市倫理条例を見ますと、罪刑法定主義からいうと、そういう懲罰的なのを課すというのはちょっと無理があると思いますので、そこは自治法及び全国市議会議長会の判断のとおり、委員長も言われたとおり、議長から勧奨するというのが適当だと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 先ほど横尾委員から御提案ありましたけれども、この措置については強制力を伴うものでないということは、委員の皆さんも御承知おきいただけますよね。かつ、これは議長に対して報告を上げまして、最終的にこの措置を取るかどうかを本会議で決めていただくということでございます。その時点でどうなんでしょうかね。何らかそういう法的な拘束力についての話はする機会がもしかしたらあるかも分かりませんが、一応そうしますとこの審査会の多数意見としては、この今用意した原文のままで議長に報告するというにさせていいいただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で報告書について全て確認しました。

ただいま確認した内容で報告を上げます。もうこのまま上げさせてもらってよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） はい、じゃそのようにさせていただきます。

これで今回の政治倫理審査会は全て終了ということになります。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

ほか、事務局のほう、何かございますか。（「いえ、特に」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤原 正伸君） ありませんか。皆さんのほうからもよろしいですか。（「委員長、ちょっと暫時休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後4時15分休憩

午後4時17分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

全て終了と申しましたが、申し訳ございません。ちょっと勇み足でございまして、注意原稿とか、それからケーブルテレビ放送に、ケーブルテレビ等公表内容とか、そういうことにつきましても原稿作成しますので、それを確認していただくことが残っておりますので。会議はちょっともう少しこのまま終わりというわけにはいきませんので、申し訳ありません。終了としません。今日の会議

は、これで終わらせていただきます。

それでは、これで第 15 回の朝来市議会政治倫理審査会を終了します。お疲れさまでした。

午後 4 時 18 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月13日

委員長